

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

[illegible]

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかにする事業所が決まり次第速やかに廿日市市へ提出してください。

2 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず廿日市市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。